

令和 7 年度地域包括支援センターの事業評価結果について

I 地域包括支援センターの事業評価について

評価の実施については、国が定めた全国統一の指標に基づき、市町村及び各センターにおける業務の取組状況に関する事業評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことを目的とする。

令和 7 年度の事業評価については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について（通知）」の一部改正について、令和 6 年 6 月 7 日付で国から通知があり、令和 6 年 4 月 1 日から改正が適用されている。

1 評価指標の構成

評価は、以下の分野に「活動目標」を設定し、その達成のための「取組内容」を具体的に示した。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築・推進
- (2) 組織・運営体制
- (3) 総合相談支援事業
- (4) 権利擁護事業
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (6) 地域ケア会議
- (7) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- (8) 包括的支援事業（社会保障充実分）

2 評価方法

(1) 評価

各地域包括支援センターにて、各分野の「取組内容」の自己評価を行い、行政にて記載理由を確認し、評価に修正が必要なものは、修正した。

(2) 運営協議会にて報告

地域包括支援センターの評価を踏まえて、最終的な評価をする。

3 評価基準

評価	評価基準
1	はい（できた）
0	いいえ（できなかった）

II 評価結果について

1 評価結果

別紙「令和 7 年度地域包括支援センター評価表まとめ」のとおり。

令和 6 年度と比較すると、1「はい（できた）」が継続できている「取組内容」

が多い。3 総合相談支援事業「取組内容 1 4、1 5」については、複合的な課題を整理できるよう相談記録簿を作成したため、1「はい（できた）」が増えている。

「6 地域ケア会議」については、地域ケア会議を開催した佐屋苑地域包括支援センターは1「はい（できた）」の件数が増えている。令和7年度開催回数の目標を定めたが、介護支援専門員からの困難ケースの相談や開催依頼がないと開催できない現状がある。

2 評価で0の「いいえ（できなかった）」の項目について、市や地域包括支援センターとしての今後の取組予定

（1）6 地域ケア会議

取組内容 1

「センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか」

地域ケア会議の運営方針を介護支援専門員等の地域の関係機関に周知をすることで、地域ケア会議の開催に努める。

Ⅲ 評価スケジュールについて

別紙「令和8年度評価スケジュール」のとおり